

## 支柱省略工事を行う場合の説明書・確認書

### 浄化槽を駐車場に設置する場合の留意事項

1. なるべく駐車場への設置は避けてください。
  - ①浄化槽の保守点検、清掃時には、その都度、車の移動が必要です。
  - ②留守で車を移動できない時は、浄化槽の保守点検、清掃等ができません。
2. やむを得ず駐車場に設置する場合は、なるべく支柱を立てることが安心です。
  - ①車の荷重が浄化槽に直接かからないように、コンクリートの柱（支柱）を立てることが一番安心です。
3. 設置後は、下記の留意事項を守って、正しく使用してください。

### 支柱省略工法により設置する場合の留意事項

◎ご理解いただいた場合は、□に✓を記入してください。

1. 駐車する車を限定する必要があります。
  - 原則として、戸建ての専用住宅であること。
  - 貸家住宅又は建売住宅でないこと。
  - 不特定の車両が利用するものでないこと。
  - 原則として、車1台分の幅の駐車場であること。（横に2台以上停める駐車場は不可）
2. 駐車車両の重量が制限されます。（お手元の車検証でご確認ください。）
  - 車両総重量が2,000kg以下であること。
  - 将来の車の買い替え時においても車種等が制限されます。
3. 駐車場の決められた位置に駐車してください。
  - 浄化槽のマンホールの上に車の車輪が乗らないこと。
  - 浄化槽の破損及び故障等の原因になります。
4. 支柱省略工法により浄化槽が設置してあることを表示します。
  - 駐車車両制限表示板（プレート）を設置します。

◎ 私は、下記の浄化槽設置者に対し、支柱省略工法により浄化槽を工事する場合の施工基準や設置後に生じる使用上の制限等について十分な説明を行いました。

説明日 年 月 日

説明者 会社名 氏名 (印)

◎ 私は、支柱省略工法により浄化槽を駐車場に設置する場合の施工基準や設置後に生じる使用上の制限等について上記の者から十分な説明を受け理解しました。また、本工法により浄化槽を設置することについて承諾しました。

承諾日 年 月 日

設置者署名 (印)